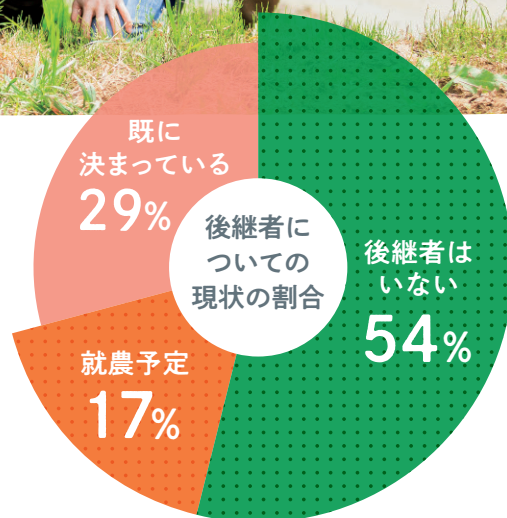


経営継承についてのお悩みごとはありませんか？



農業経営を継承するためには、
後継者を育成し、移譲者と後継者で
計画的に進める必要があります。

熊本県では、既に後継者がいる方の継承支援、
後継者不在の方には、第三者（親族外）との
マッチング支援等を行っています。



※令和1年度熊本県認定農業者実態調査
アンケート結果

くまもと農業経営継承支援センターは、**熊本県内の農業の経営継承**を支援します。



経営継承の類型

農家の「経営継承」とは、農地や施設・機械等の「有形資産」と、技術・経営ノウハウ・人脈等の「無形資産」を次世代の後継者（継承希望者）に引き継ぐことです。

経営継承は大きく分けて、下記2通りの継承パターンがあります。

親子間、親族内継承

親族に継承すること。親族内継承には、現在の経営者の子どもが後継者となるケースの他、孫や甥、娘婿が後継者となるケースもあります。

特徴

- 後継者を早期に決定することで準備や移譲を計画的、効率的に進められる。
- 初期投資を抑えた営農の継続が可能

留意点

- 移譲する経営の実態を示したうえで、後継者本人の意向を明確に確認すること。
- 相続人が複数いる場合、後継者の決定や事業用資産を集中的に移譲することに対して、確認や対応の工夫が必要。
- 後継者の就農に対する意欲向上や経営能力を育成する対策が必要。

第三者（親族外）継承

第三者（親族外）へ継承すること。身近なところに後継者候補がいない場合などに検討され、外部人材に現在の経営を継承する方法です。

特徴

- 広く後継者候補を求めることができる。
- 一定の対価支払いにより初期投資を抑えて営農を継続できる。

留意点

- 希望条件（後継者の経営理念、従業員の継続雇用、売却価格等）を満たす必要がある。
- 周囲の関係者の理解や協力などを得る必要がある。

✓ 経営継承の準備段階セルフチェック

以下の項目は、円滑な経営継承のために準備する必要があります。現状でどれだけの準備が進んでいるか、セルフチェックしてみましょう。



円滑な経営継承のために考える必要のある事項		すでに考えている	まだ考えていない
1	経営継承を含めた中長期的（5～10年）な経営計画	✓	✓
2	継承すべき資産の把握	✓	✓
3	後継者（候補）の選定	✓	✓
4	後継者の育成方法	✓	✓
5	代表権・経営権・販売名義の移行時期	✓	✓
6	財産や負債	✓	✓
7	親族、従業員、取引先など関係者の理解	✓	✓
8	1～7について後継者との情報共有	✓	✓

〈セルフチェックの結果を踏まえて〉

「すでに考えている」にチェック → 今、考えている内容を具体的な計画に落とし込んでみましょう！

「まだ考えていない」にチェック → 具体的にどのような準備を進める必要があるのか相談してみましょう！



経営継承の準備から実行まで

経営継承については、経営者と後継者による話し合いを準備から実行まで何度も行う必要があるため、時間を要することが多く、計画的に進めていくことが重要です。

準備段階

1. 経営継承の重要性の理解と決断

2. 経営状況・資産の把握（見える化）

経営の沿革、経営理念、将来像の明確化、事業計画、資産と負債（事業用）の確認、顧客情報などから現状を把握します。

3. 後継者の選定・育成

親子間、親族内や第三者（親族外）に後継者候補がいるか、後継者候補の能力・適性、継承する意志の確認、第三者の場合は家族等の了解を得ること。



計画段階

4. 経営継承計画の策定

経営継承は経営上の重要課題であることから、早期に中長期の視点で経営継承の時期や具体的な対策を盛り込んだ「経営継承計画シート」を策定します。「経営継承計画シート」には、設備・機械等の資産の継承とともに、目に見えない資産を継承することを念頭に置いて、後継者にどのような仕事をどのような順序・方法で任せるのか、関係者の理解醸成や人間関係の構築などをどのようにするのか、具体的に記載します。

実行段階

5. 経営継承計画の実行

定期的にチェックを行い、計画通りに進行していない場合は、原因と対策を考えます。



経営継承完了

6. 更なる経営発展へ!!

まずは

添付の「申込書」を提出して
くまもと農業経営継承支援センターへ相談してみましょう!

熊本県が行う農業経営継承支援メニュー

1. 経営継承に向けた相談対応

専門家等の支援チームによる助言（くまもと農業経営相談所）
継承に向けた準備や進め方を支援します。

相談料：無料

2. 第三者継承を目指す方へのマッチング支援

（1）経営継承のマッチング実施

経営を引継ぎたい方 と 経営を譲りたい方 のマッチングを支援します。

マッチングの実施：無料

（2）経営を引継ぎたい方 向け事前農業研修支援

事前農業研修にあたり地域の宿泊先から研修先までの旅費を支援します。

交付額：旅費の1/2以内

（3）経営を譲りたい方 向け継承手続き支援

経営移譲を行うにあたり、必要な経費を支援（不動産鑑定士・弁護士・司法書士等契約、農機具等査定等に係る経費）します。

交付額：事業費の1/2以内（上限500千円/1事例）

3. 就農に向けた中古ハウス整備を支援

※令和4年度以降に農業経営を開始した認定新規就農者で国の経営発展支援事業を活用していない方が対象です。

就農者が円滑に経営開始又は早期経営安定を図るため、就農者に認定研修機関などが中古ハウスを貸し出す取り組みを支援します。

※上記3.の詳細については熊本県 農林水産部 生産経営局 農地・担い手支援課（就農支援班 TEL:096-333-2432）まで

●上記の内容は令和4年3月時点のものであり、将来変更される可能性があります。

〈お問い合わせ〉 くまもと農業経営継承支援センター 〈（一社）熊本県農業会議〉

TEL:096-384-3333 FAX:096-385-1468

E-Mail:43ninaite@nca.or.jp

上記以外の
お問い合わせ先

熊本県、熊本県内市町村、熊本県内農業委員会、（公財）熊本県農業公社、
JA、熊本県認定研修機関、NPO法人熊本県就農支援機関協議会

くまもとの農業の継承支援事業
右記二次元コードリンクのホームページで
情報を公開しています。

公開データベース
（移譲者一覧）



マイナビ農業記事リンク
（記事広告）

